

武豊町公共施設内広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、武豊町広告掲載要綱（平成21年6月1日施行。以下「要綱」という。）に基づき、武豊町公共施設内の壁面等へ掲載する有料広告（以下「広告」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(種類及び範囲)

第2条 公共施設内に掲載する広告は、要綱第4条第2項に定めるとおり町の公共施設としての品位、公共性及び公益性を妨げないものであって、町民に不利益を与えない中立性のあるものとする。

(広告の規格及び広告の掲載料)

第3条 広告の規格及び広告の掲載料（以下「広告掲載料」という。）は、掲載位置に応じて別表のとおりとする。

(広告の掲載位置)

第4条 広告の掲載位置は、役場庁舎、町民会館、図書館、総合体育館、屋内温水プール内の壁面等とし別表のとおりとする。

(広告の掲載期間)

第5条 広告を掲載する期間は別に定めるものとし、当該年度を超えないものとする。

附 則

この要領は、平成28年7月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年1月1日から施行する。